

## 3 議題

- (1) 第16回熊本県民文化祭人吉球磨地域の事業計画案について
- (2) 第17回熊本県民文化祭について
- (3) その他

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

## 6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県民文化祭推進委員会事務局（熊本県企画振興部文化企画課事業推進班）

（電話 096-383-1111 内線 3547）

## 天草不知火海区漁業調整委員会指示第116号

マダイ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成15年7月23日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

天草海及び不知火海の次の1に掲げる区域内において、2に掲げる期間は、全長15センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。

## 1 指示の適用区域

## (1) 天草郡苓北町地先

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点4を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第130号（天草郡五和町通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ160度47分の線が陸岸と交わるところからその線の延長上20.4メートルのところ）

基点2 熊本県漁場基点天第128号（天草郡五和町五通岩灯台）

基点3 熊本県漁場基点天第135号（天草郡苓北町富岡四季咲岬西端）

基点4 熊本県漁業基点天第137号（天草郡苓北町と同郡天草町との海岸線における境界）

基点5 熊本県漁場基点天第440号（天草郡苓北町富岡四季咲岬灯台）

ア 基点1と天草郡五和町通詞島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ342度46分、1,980メートルのところ

イ 基点2と天草郡苓北町富岡鵜瀬崎を見通した線から基点2を基点として右へ34度1分、3,520メートルのところ

ウ 基点3と天草郡天草町十三野山山頂を見通した線から基点3を基点として右へ180度、3,000メートルのところ

エ 基点3と長崎県西彼杵郡樺島灯台を見通した線から基点3を基点として右へ349度20分、1,800メートルのところ

オ 基点5と苓北町都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ17度、3,120メートルのところ

カ 基点4と基点3を見通した線から基点4を基点として右へ311度48分、2,800メートルのところ

## (2) 牛深市深海町地先（天共第9号共同漁業権漁場内深海町地先）

次の基点1、ア、イ、基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点3、基点4を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 牛深市久玉町と同市深海町との境界二つ石

基点2 熊本県漁場基点天第179号（牛深市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における境界）

基点3 牛深市久玉町と同市深海町との境界（黒崎）

基点4 牛深市久玉町と同市深海町との境界東側

ア 牛深市久玉町と同市深海町との境界二つ石から長島行人岳を見通した線と久玉町小松崎から赤島北端を見通した線とが交わるところ

イ 基点2と天草郡河浦町産島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ10度43分の線と天草郡新和町立の鼻から河浦町上馬刀島西端を見通した線とが交わるところ

## (3) 天草郡栖本町地先（天共第11号共同漁業権漁場内栖本町地先）

次の基点1、ア、イ、基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 天草郡倉岳町阿房の浦橋東角

基点2 熊本県漁場基点天第215号（本渡市と天草郡栖本町との海岸線における境界船瀬鼻南端）